

大阪労働局から重要なお知らせです ～石綿障害予防規則等の一部改正～

石綿障害予防規則が、令和 2 年10月から順次改正、施行されています。

今回、改正される

- ・ けい酸カルシウム板第 1 種を切断等する場合の措置の新設（令和 2 年10月～）
- ・ 仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（令和 3 年 4 月～）

等の主な改正内容は、資料のとおりです。

厚生労働省及び大阪労働局のホームページにも詳しい資料を掲載していますのでご確認ください。

厚生労働省 大阪労働局 労働基準部 健康課

お問い合わせ 06-6949-6500

大阪労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>